

京都市告示第124号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月14日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	北泉通	左京区高野泉町40番地の2地先 同区松ヶ崎小竹藪町48番地の2地先		
2	岩倉194号線	左京区岩倉村松町119番地地先 同町116番地の19地先		
3	山科東野緯56号線	山科区東野舞台町48番地の10地先 同町47番地の5地先		
4	山科小山経54号線	山科区小山西御所町50番地の9地先 同区小山姫子町30番地の24地先		
5	山科小山経55号線	山科区小山西御所町50番地の19地先 同町44番地の2地先		
6	太秦緯249号線	右京区太秦荒木町15番地の27地先 同区太秦榑森町18番地の1地先		
7	太秦緯250号線	右京区太秦榑森町18番地の1地先 同区太秦樋ノ内町1番地の16地先		
8	梅津緯122号線	右京区梅津林口町32番地地先 同区梅津北川町31番地の6地先		
9	桂緯414号線	西京区桂久方町42番地の1地先 同町43番地の7地先		
10	川島経214号線	西京区川島六ノ坪町57番地の1地先 同町133番地地先		
11	松尾松室緯48号線	西京区松室吾田神町187番地の8地先 同町187番地の5地先		

(建設局土木管理部道路明示課)